書類番号	1

令和3年5月12日

各自治会・町内会長　様　　南　防　犯　協　会

刑法犯認知件数（４月末　暫定値）２６３件（昨年同期比＋３件）

1　主な犯罪

〇空き巣　　7件（±0件）
☆自転車盗　46件（＋1件）
〇車上ねらい　22件（±0件）
〇部品ねらい　14件（＋2件）
〇オートバイ盗　8件（＋3件）

特殊詐欺　１３件（４月末　暫定値）　被害総額　13,113,000円

（内訳）

オレオレ詐欺	**7件**	**被害金額**	**8,500,000円**
預貯金詐欺	**5件**	**被害金額**	**3,409,000円**
融資保証詐欺	**0件**	**被害金額**	**0円**
架空料金請求詐欺	**0件**	**被害金額**	**0円**
還付金詐欺	**0件**	**被害金額**	**0円**
キャッシュカード詐欺盗	**1件**	**被害金額**	**1,204,000円**
その他の手口	**0件**	**被害総額**	**0円**

（令和3年4月末　現在）

※町名別特殊詐欺発生状況

町名	件数	町名	件数
井土ケ谷上町		真金町	
井土ケ谷中町	1	清水ケ丘	1
井土ケ谷下町		西中町	
浦舟町		前里町	
永楽町	1	大岡	
永田みなみ台		大橋町	
永田山王台		中村町	1
永田台		中島町	1
永田東	2	中里	
永田南		通町	
永田北		唐沢	
榎町		東蒔田町	
花之木町		南吉田町	
吉野町		南太田	
宮元町		伏見町	
共進町		二葉町	
庚台	1	日枝町	1
弘明寺		白金町	
高根町		白妙町	
高砂町		八幡町	
三春台		平楽	3
山王町		別所	
山谷		別所中里台	
蒔田町		睦町	
若宮町		堀ノ内町	
宿町		万世町	
新川町		六ツ川	1
		合計	13

「特殊詐欺」・「自転車盗」に注意！

・4月中の特殊詐欺認知件数は4件、オレオレ詐欺の被害が増加しています。
留守番電話設定をして、すぐに電話を取らないように対策をしましょう！

・自転車盗については、自宅から窃取される事案が多発しています。
対策については「カギをかける」ことです。ダブルロックが有効です！

担当：南防犯協会事務局
（南警察署内：生活安全課）
電話０４５－７４２－０１１０

南区交通事故統計《５月》

令和３年４月末現在

発生件数

	令和3年	令和2年	増減数
神奈川県内	7123	6579	544
横浜市内	2550	2327	223
南区内	127	124	3

死者数

	令和3年	令和2年	増減数
神奈川県内	38	54	−16
横浜市内	6	22	−16
南区内	0	1	−1

負傷者数

	令和3年	令和2年	増減数
神奈川県内	8195	7657	538
横浜市内	2915	2672	243
南区内	145	144	1

関係事故

	令和3年	構成率	増減数
高齢者	44	34.6%	−5
子供	10	7.9%	3
二輪車	48	37.8%	3
自転車	40	31.5%	18

時間帯別発生状況

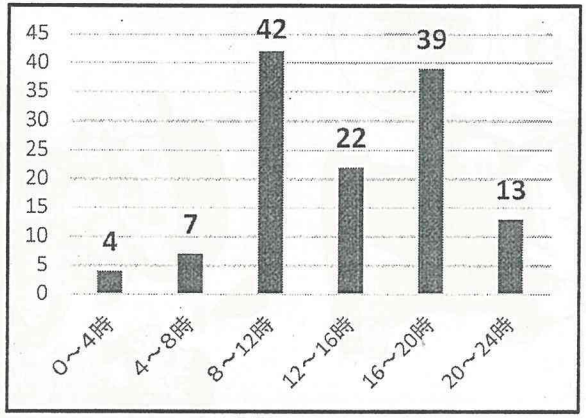

事故類型別発生状況

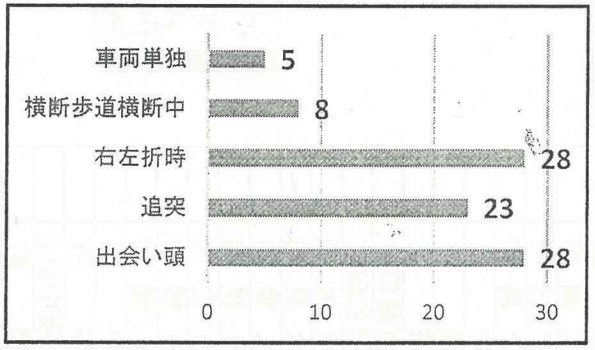

町名別発生状況

町名	令和3年	令和2年	増減数	町名	令和3年	令和2年	増減数
万世町	3	1	+2	平楽	1	1	0
三春台	2	1	+1	庚台	0	1	−1
中島町	1	2	−1	弘明寺	0	0	0
中村町	7	2	+5	弘明寺町	1	4	−3
中里	7	4	+3	新川町	1	1	0
中里町	0	0	0	日枝町	2	1	+1
二葉町	1	2	−1	東蒔田町	1	0	+1
井土ケ谷上町	2	2	0	榎町	1	4	−3
井土ケ谷下町	5	5	0	永楽町	3	1	+2
井土ケ谷中町	3	2	+1	永田みなみ台	0	0	0
伏見町	0	1	−1	永田北	2	3	−1
八幡町	1	0	+1	永田南	3	2	+1
六ツ川	9	12	−3	永田台	0	0	0
共進町	4	4	0	永田山王台	0	0	0
別所	5	10	−5	永田東	5	5	0
別所中里台	0	0	0	浦舟町	2	5	−3
前里町	4	4	0	清水ケ丘	1	0	+1
南吉田町	1	2	−1	白妙町	1	1	0
南太田	6	5	+1	白金町	0	1	−1
吉野町	5	4	+1	真金町	6	2	+4
唐沢	1	1	0	睦町	7	4	+3
堀ノ内町	1	1	0	花之木町	1	1	0
大岡	3	6	−3	若宮町	1	0	+1
大橋町	2	0	+2	蒔田町	1	0	+1
宮元町	6	7	−1	西中町	1	0	+1
宿町	0	2	−2	通町	2	4	−2
山王町	0	0	0	高根町	1	0	+1
山谷	0	0	0	高砂町	4	3	+1

南警察署からのお知らせ

5月中は、自転車マナーアップ強化月間となります。

～自転車の安全五則～

①自転車は車道が原則、歩道は例外　②車道は左側を通行
③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行　④安全ルールを守る
⑤子どもはヘルメット着用　を守り、安全運転に努めましょう。

～ 安全は 心と時間の ゆとりから ～

神奈川県南警察署　交通課　０４５－７４２－０１１０

令和３年　火災・救急概況

南消防署
1月1日～　4月30日

1　南区火災・救急状況

区分＼年別		令和3年	令和2年	増△減
火災件数		17	17	0
火災種別	建物	12	12	0
	林野	0	0	0
	車両	1	2	△1
	船舶	0	0	0
	航空機	0	0	0
	その他	4	3	1
焼損床面積（㎡）		78	70	8
死者（人）		1	0	1
負傷者（人）		1	4	△3
主な火災原因	たばこ	5	2	3
	こんろ	4	3	1
	放火（疑い含む）	4	4	0
	電灯・電話等の配線	1	0	1
	電気装置	1	0	1
救急出場件数		3,977	3,999	△22
救急種別	急病	2,803	2,791	12
	一般負傷	720	762	△42
	交通事故	142	143	△1
	その他	312	303	9

2　横浜市火災・救急状況

区分＼年別		令和3年	令和2年	増△減
火災件数（件）		290	273	17
焼損床面積（㎡）		6,098	2,494	3,604
死者数（人）		11　(0)	7　(2)	4
負傷者数（人）		47	39	8
救急出場件数（件）		62,158	64,827	△2,669
救急種別	急病	42,359	44,926	△2,567
	一般負傷	11,413	11,816	△403
	交通事故	2,769	2,765	4
	その他	5,617	5,320	297

＊　死者数欄( )内の数値は、放火自殺者の内数

3　行政区別火災・救急状況

区分＼年別		火災			救急		
		令和3年	令和2年	増△減	令和3年	令和2年	増△減
行政区別件数	鶴見	16	24	△8	4,550	4,680	△130
	神奈川	13	16	△3	3,911	4,057	△146
	西	15	14	1	2,336	2,618	△282
	中	31	22	9	4,707	4,841	△134
	南	17	17	0	3,977	3,999	△22
	港南	27	21	6	3,614	3,948	△334
	保土ケ谷	16	11	5	3,521	3,600	△79
	旭	18	19	△1	4,279	4,408	△129
	磯子	12	9	3	2,847	3,054	△207
	金沢	16	14	2	3,506	3,633	△127
	港北	22	24	△2	4,900	5,167	△267
	緑	10	10	0	2,811	2,905	△94
	青葉	15	11	4	3,660	3,845	△185
	都筑	13	12	1	2,458	2,622	△164
	戸塚	15	26	△11	4,601	4,730	△129
	栄	6	3	3	1,944	2,009	△65
	泉	15	11	4	2,439	2,527	△88
	瀬谷	13	9	4	2,073	2,165	△92

4　連合町内会・受持消防団別火災件数

連合町内会名	火災件数	受持消防団
太田東部連合町内会	1	1分団
太田地区町内連合会	0	
寿東部連合町内会	3	2分団
中村地区連合町内会	5	
蒔田連合町内会	0	3分団
お三の宮地区連合町内会	0	
堀ノ内睦町連合町内会	1	
井土ケ谷地区連合町内会	1	4分団
北永田地区連合町内会	2	
永田みなみ台連合自治会	0	
本大岡地区町内会連合会	0	5分団
大岡地区連合町内会	0	
	1	6分団
別所地区連合町内会	0	
南永田・山王台連合町内会	0	
六ツ川地区連合自治会	1	
六ツ川大池地区連合自治会	2	
連合未加入自治会、その他	0	1～6分団
合計	17	

5　南消防団受持地域別火災件数

分団名	発生件数（件）
第１分団	1
第２分団	8
第３分団	1
第４分団	3
第５分団	0
第６分団	4
合計	17

※本年数値は速報のため，変更することがあります。また、表は前年同時期との比較です。

かわら版（５月号）

発行者：南消防署

イトーヨーカドーで消防訓練

日　時：令和３年４月１日（木）９時００分～９時４０分

内　容：　イトーヨーカドー横浜別所店において、地震・火災を想定した消防訓練が実施され、南消防署で訓練を支援しました。

従業員やお客様の避難訓練、六ツ川救助隊による救助訓練の展示、水消火器の取扱訓練、煙ハウス体験等、消火・避難・誘導といった多様な訓練を実施しました。

消防訓練は、非常時の行動指針や役割分担を明確にすることができ、防災意識をより高めることができます。南消防署では、ニーズに合わせた訓練を用意していますので、地域や事業所のみなさんはぜひお問い合わせください。

六ツ川救助隊による救助訓練の様子

消火器取り扱い訓練の様子

煙体験の様子

共進中学校で防災避難訓練

日時：令和３年４月１９日(月)　１４：３０～１５：１５

内容：　横浜市立共進中学校において授業中に理科室から火災が発生した想定で、避難誘導及び初期消火の訓練が行われました。

全校生徒による避難訓練の終了後に、蒔田消防出張所長から消火器の使用方法について指導しました。その後、各クラスの代表者による消火器取扱訓練やスタンドパイプ式初期消火器具の展示等を行いました。

本訓練は、生徒一人ひとりが火災の対処方法を学ぶ機会となりました。南消防署では、今年度も積極的に子どもの防火・防災思想の普及に取り組んでいきます。

〔南消防団夏季訓練会の延期について〕

毎年７月に実施している南消防団夏季訓練会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえ、延期いたします

問合せ：南消防署　総務・予防課　Tel/Fax 045-253-0119

南 総 第 183 号
令和3年5月20日

自治会町内会長　各位

南区総務課長

緊急時情報システムを活用した災害情報の提供先の更新について（依頼）

新緑の候　ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃から地域防災活動にご尽力いただきましてありがとうございます。

近年、大型台風など事前の備えが必要となる事案が多数発生していることを踏まえ、南区役所では、平成30年2月より電話を活用し自動音声を流す「緊急時情報システム」を使用し、自治会町内会の皆さまに災害情報等を提供させていただいております。

多くの自治会町内会の会長、副会長、防災担当者の方等にご登録いただいておりますが、今年度の出水期前に改めて、新規の登録及び更新をお願いさせていただきます。

1　緊急時情報システムとは

災害に関する情報など緊急に区民の皆さまにお知らせしたい情報を、電話の自動音声によりお伝えするシステムです。発信する情報は台風接近など事前の備えが必要となる気象情報、その他区役所が緊急と判断した情報となります。

2　回答方法・期限

登録者を別紙の「緊急時情報システム登録用紙」に記載の上、令和3年6月21日（月）までに南区役所総務課防災担当までご返信いただけますようよろしくお願いいたします。

3　登録対象

自治会町内会ごとに、会長、副会長、防災担当者様など最大4名までとさせていただいております。

登録内容に変更がない場合は、登録用紙の提出は不要です。なお、登録内容が不明な場合は、下記防災担当までお問い合わせください。

4　受伝達訓練について

下記日程にて、伝達訓練を実施いたします。

令和3年6月28日（月）15時～

発信元は050－3187－6700となります。

南区役所の番号ではありませんのでご注意ください。

なお、6月22日以降にご返信いただいた場合は、システムへの登録はいたしますが、受伝達訓練には参加できませんのでご了承ください。

＜発信イメージ＞

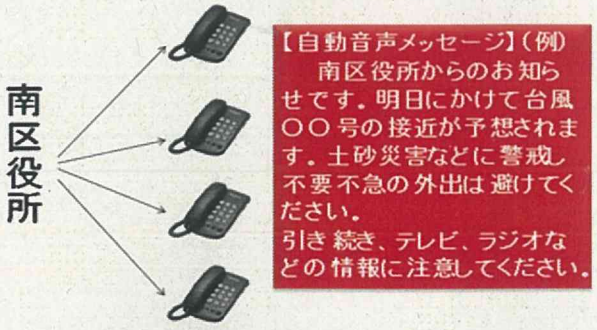

お問い合わせ先
南区役所総務課　防災担当
Tel　341－1225

別紙

↑　FAX送信　↑
FAX番号　045(241)1151
南区役所　総務課　防災担当あて

「緊急時情報システム登録用紙」

南区役所総務課　防災担当　行

Tel 341-1225　FAX　241-1151

緊急時情報システムに新規登録及び更新を希望される方は下記にご記入の上、郵送かFAXにて南区役所総務課防災担当宛に**6月21日(月)までに**ご返信ください。

※6月22日以降にご返信いただいた場合も登録いたしますが、6月28日の受伝達訓練にはご参加いただけませんので、ご了承ください

1　現在の登録状況(☑をお願いいたします)

□　未登録で新規登録を希望
□　既に登録済みで更新を希望
□　現在の状況はわからないが登録希望

2　緊急時情報システム登録希望者

ご役職＿＿＿＿＿＿　ご氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　お電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

ご役職＿＿＿＿＿＿　ご氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　お電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

ご役職＿＿＿＿＿＿　ご氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　お電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

ご役職＿＿＿＿＿＿　ご氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　お電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

ご記入者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

自治会町内会名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※いただいた個人情報は緊急時情報システム運用のみに使用するものとし、第三者に提供することはありません

南区連合町内会長連絡協議会５月定例会
令　和　３　年　５　月　２　０　日
総　務　局　緊　急　対　策　課

警戒レベル（避難情報）の変更について

１　警戒レベル（避難情報）の名称変更【全国統一で変更されるもの】

(1) **警戒レベル３**の名称見直し　「避難準備・高齢者等避難開始」⇒**「高齢者等避難」**

ア　早期の避難を促すターゲットを「高齢者」と明確にします。

イ　高齢者等以外の避難に時間を要する人も、避難するタイミングとなります。

> 令和元年台風第 19 号等の被害を受け、内閣府により風水害対策が検討され、令和３年５月中に災害対策基本法が改正され、警戒レベルの「避難情報の名称」が変更されます。
> また、法改正に伴い、本市から発令する避難情報も変更します。

※高齢者等の「等」には、障がいのある人などの避難に時間を要する人が含まれます。

(2) **警戒レベル４**を**「避難指示」**に一本化

ア　避難勧告 と避難指示（緊急）の一本化により、避難のタイミングを明確化します。

イ　現行で避難勧告を発令しているタイミングで避難指示を発令します。

(3) **警戒レベル５**の位置づけ変更　「災害発生情報」⇒**「緊急安全確保」**

ア　災害が発生又は切迫し、警戒レベル４での避難場所等への立ち退き避難が安全にできない場合に、自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保する行動へと行動変容するよう促す情報として位置づけます。

イ　警戒レベル４(避難指示)を発令した後に、区長（市町村長）が住民等に特に避難を促したい場合に発令することができます。

２　本市から発令する避難情報例

緊急速報メール、防災情報Ｅメール、ツイッター等の警戒レベルの表記を変更します。

【文例】緊急速報メール（土砂災害警戒情報が発表され、警戒レベル４を発令する場合）

> 横浜市　【警戒レベル４】　避難指示
>
> こちらは横浜市です。
> ○月○日○時○分、横浜市北部の一部地域に避難指示を発令しました。
>
> 対象地域：即時避難指示対象区域としてあらかじめお知らせしている区域

３　市民の皆様への周知手段等

(1) 広報よこはま６月号
防災特集に、他の防災情報と併せて警戒レベル変更の内容を掲載します。
御確認をお願いいたします。

(2) 横浜市ホームページ
市ホームページにも警戒レベル変更の件を掲載します。（５月中旬～）

(3) 広報用チラシ
内閣府が全国統一の広報用チラシを作成中です。完成後、区役所を通じて配布予定です。
（別紙参照）

(4) 内閣府からも国民に対し、出水期（６月）までにメディア等で広く周知される予定です。

令和3年5月20日から

警戒レベル 4

避難指示（ひなんしじ）で必ず避難

避難勧告（ひなんかんこく）は廃止です

警戒レベル		新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	災害発生又は切迫	緊急安全確保（きんきゅうあんぜんかくほ）※1	災害発生情報（発生を確認したときに発令）
～～～＜警戒レベル４までに必ず避難！＞～～～			
4	災害のおそれ高い	避難指示（ひなんしじ）※2	・避難指示（緊急） ・避難勧告
3	災害のおそれあり	高齢者等避難（こうれいしゃとうひなん）※3	避難準備・高齢者等避難開始
2	気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）
1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報（気象庁）	早期注意情報（気象庁）

※１ 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル５は必ず発令される情報ではありません。

※２ 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※３ 警戒レベル３は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、
すでに安全な避難ができず
命が危険な状況です。
警戒レベル5緊急安全確保の
発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。
これからは、
警戒レベル4避難指示で
危険な場所から全員避難
しましょう。

避難に時間のかかる
高齢者や障害のある人は、
警戒レベル3高齢者等避難で
危険な場所から避難
しましょう。

内閣府（防災担当）・消防庁

「避難（ひなん）」って何すればいいの？

小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。
「避難」とは「難」を「避」けること。
下の4つの行動があります。

行政が指定した避難場所への立退き避難

自ら携行するもの
- マスク
- 消毒液
- 体温計
- スリッパ　等

安全な親戚・知人宅への立退き避難

普段から災害時に避難することを相談しておきましょう。

※ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。

普段からどう行動するか決めておきましょう

安全なホテル・旅館への立退き避難

通常の宿泊料が必要です。事前に予約・確認しましょう。

※ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。

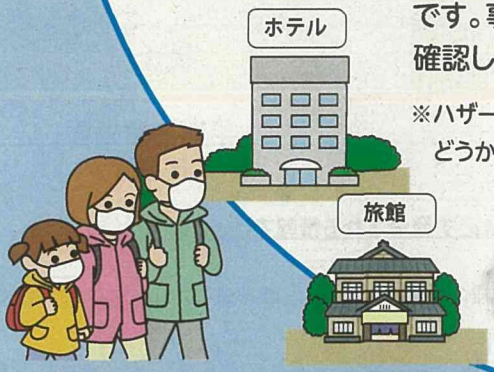

屋内安全確保

ハザードマップで以下の「3つの条件」を確認し自宅にいても大丈夫かを確認することが必要です。

▬▬▬想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある区域では立退き避難が原則です。

「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

❶ 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない

（入っていると…）

流速が速いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります

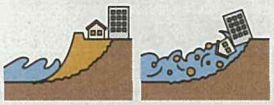

地面が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがあります

❷ 浸水深より居室は高い

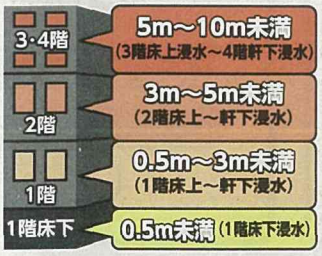

❸ 水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分

（十分じゃないと…）

水、食糧、薬等の確保が困難になるほか、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれがあります

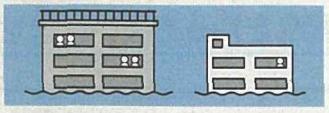

※❶家屋倒壊等氾濫想定区域や❸水がひくまでの時間（浸水継続時間）はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

令　和　3　年　5　月
総務局緊急対策課

横浜市防災スピーカーの運用及び設置工事について

1　防災スピーカーからの放送について

災害時の情報伝達手段のさらなる充実のために設置した「防災スピーカー」について、各区役所から、各区独自の緊急を要する防災情報などを放送できるようになりました。

【放送内容】

これまでの放送内容	・国民保護情報、緊急地震速報（震度５弱以上）、大津波警報、津波警報、津波注意報、噴火特別警報、気象特別警報、噴火速報 ・その他の本市全域に関わる緊急情報
今後可能となる放送内容	・各区判断による、緊急を要する防災情報及び緊急情報

2　防災スピーカーの設置工事について

防災スピーカーは令和元年度から３年度までの３か年にわたって設置工事を進めています。

令和３年４月までに 100 か所の設置工事が完了しており、令和３年度は 90 か所の設置工事を実施します。詳細な設置場所は次ページ以降のスピーカー設置工事場所一覧表でご確認ください。

【参考】Ｊアラートの全国一斉情報伝達試験

総務省消防庁等がＪアラートを用いて、試験情報の受信及びスピーカー等の起動を確認する目的で、例年実施しています。本年度は３回実施予定です。

放送場所は、上記の防災スピーカー並びに沿岸部の津波警報用スピーカー 120 か所及び津波浸水予測区域内にある地域防災拠点の校内スピーカー20 か所です。

（１）令和３年５月 19 日（水）　午前 11 時頃
（２）令和３年 10 月６日（水）　午前 11 時頃
（３）令和４年２月 16 日（水）　午前 11 時頃

【お問い合わせ先】
横浜市総務局危機管理室
緊急対策課システム担当
（電話）045-671-3458

スピーカー設置場所一覧表

設置場所一覧（令和３年４月までの設置工事完了分）

区名	拠点名	区名	拠点名	区名	拠点名
鶴見区	市場小学校	保土ケ谷区	桜台小学校	青葉区	青葉区役所
	新鶴見小学校		瀬戸ヶ谷小学校		恩田小学校
	末吉消防出張所		常盤台小学校		鉄小学校
	豊岡小学校		保土ケ谷区役所		奈良小学校
	東台小学校		保土ケ谷中学校		奈良の丘小学校
	矢向消防出張所		本陣消防出張所		山内中学校
神奈川区	神奈川中学校	旭区	旭区役所	都筑区	北山田消防出張所
	栗田谷中学校		さちが丘小学校		茅ヶ崎中学校
	錦台中学校		さちが丘消防出張所		都筑区役所
	松見消防出張所		白根小学校		都筑小学校
	松本中学校		東希望が丘小学校		東山田小学校
	南神大寺小学校		二俣川小学校		南山田小学校
西区	軽井沢中学校	磯子区	岡村小学校	戸塚区	汲沢中学校
	境之谷消防出張所		岡村中学校		境木小学校
	西消防署		さわの里小学校		戸塚消防署
中区	大鳥小学校		浜中学校		東品濃小学校
	立野小学校		洋光台第四小学校		東俣野小学校
	本牧和田消防出張所	金沢区	小田小学校		深谷中学校
	山元小学校		高舟台小学校	栄区	飯島小学校
	山元町消防出張所		富岡消防出張所		笠間小学校
南区	井土ヶ谷小学校		西柴中学校		小菅ヶ谷小学校
	大岡小学校		能見台南小学校		栄区役所
	藤の木小学校	港北区	大曽根小学校		桜井小学校
	南が丘中学校		北綱島小学校		庄戸小学校
	南小学校		港北区役所	泉区	泉区役所
港南区	港南区役所(移転後)		下田小学校		葛野小学校
	桜岡小学校		綱島小学校		中田小学校
	下永谷小学校		新田中学校		西が岡小学校
	芹が谷消防出張所		日吉南小学校		東中田小学校
	永谷小学校	緑区	鴨居小学校		領家中学校
	日野小学校		鴨居消防出張所	瀬谷区	阿久和消防出張所
			鴨居中学校		瀬谷小学校
			十日市場消防出張所		瀬谷第二小学校
			長津田消防出張所		原中学校
					南瀬谷小学校

設置場所一覧（令和３年上期工事・令和３年10月運用開始(予定)）

区名	拠点名	区名	拠点名	区名	拠点名
鶴見区	寺尾小学校	旭区	旧左近山第二小学校	都筑区	荏田南小学校
	矢向中学校		本宿中学校		仲町台消防出張所
神奈川区	神橋小学校	磯子区	汐見台中学校	戸塚区	上矢部小学校
	斎藤分小学校		森中学校		豊田中学校
	白幡小学校	金沢区	釜利谷小学校	栄区	桂台中学校
西区	西区役所		能見台消防出張所		旧野七里小学校
中区	間門小学校	港北区	駒林小学校	泉区	いずみ野中学校
南区	蒔田小学校		大豆戸小学校		中田中学校
	南中学校		太尾小学校	瀬谷区	相沢小学校
港南区	永野小学校	緑区	緑区役所		瀬谷区役所
	日下小学校		三保小学校		
保土ケ谷区	坂本小学校	青葉区	青葉台消防出張所		
	藤塚小学校		山内小学校		

設置場所一覧（令和３年下期工事・令和４年４月運用開始(予定)）

区名	拠点名	区名	拠点名	区名	拠点名
鶴見区	上の宮中学校	旭区	上川井小学校	都筑区	北山田小学校
	末吉小学校		都岡消防出張所		中川西中学校
	寺尾消防出張所		若葉台小学校		山田小学校
	馬場小学校	磯子区	洋光台消防出張所	戸塚区	秋葉小学校
神奈川区	青木小学校		洋光台第三小学校		品濃小学校
	三ツ沢小学校		洋光台第二小学校		名瀬小学校
	六角橋中学校	金沢区	釜利谷南小学校	栄区	上郷小学校
南区	永田小学校		富岡小学校		公田小学校
	永田台小学校		能見台小学校		小山台小学校
	別所小学校	港北区	新吉田小学校	泉区	泉が丘中学校
	六つ川西小学校		港北小学校		新橋小学校
	六ツ川中学校		綱島東小学校		緑園消防出張所
港南区	上永谷中学校	緑区	青砥第三公園	瀬谷区	阿久和小学校
	港南台第一中学校		いぶき野小学校		上瀬谷小学校
	港南台第二小学校		十日市場中学校		大門小学校
	下野庭小学校		山下小学校		原小学校
保土ケ谷区	岩崎小学校	青葉区	鴨志田緑小学校		
	権太坂消防出張所		嶮山小学校		
	富士見台小学校		田奈小学校		

区連会５月定例会資料
令和３年５月２０日
総務局地域防災課

令和３年　防災・減災推進研修＜基礎編＞のご案内

地域の防災活動を進めるうえで参考となる知識を学んでいただく研修です。コロナ対策を実施したうえで開催します。積極的な受講をよろしくお願いいたします。

１　研修対象者

「町の防災組織」のメンバーの方（研修の成果を「町の防災組織」の活動につなげていただくため、お手数ですが、代表者の方からご推薦をお願いします。）
※推薦は任意です。
※各組織から２名まで推薦可能です。
※家庭防災員や防災ライセンス講習会を、受講された方も推薦可能です。

【受講者の声】
こちらの研修を受けて防災に興味をもち、今では防災マニアになりました。

２　研修内容（集合）

（１）「防災・減災推進研修＜基礎編＞」研修カリキュラム

9:30 ～ 11:00	【講義】 **「横浜市の防災対策について知ろう」**	○市の防災対策や自助・共助について学びます。
	【事例紹介】 **「地域の事例を学ぼう」**	○地域で実施している先進的な防災活動の事例を紹介します。
11:00 ～ 12:30	【グループワーク】 **「地域の特性を踏まえた事前の備えを考えよう」**	○発災後、経過時間ごとに、地域で何をすべきか等、議論します。

※開催日時によって一部カリキュラムの順番が異なります。

（２）開催日時
【時間】９：30～12：30

日程	場所	定員
６月25日（金）	防災センター（横浜駅）	30名
６月26日（土）	防災センター（横浜駅）	30名
６月29日（火）	防災センター（横浜駅）	30名
６月30日（水）	防災センター（横浜駅）	30名
7月3日（土）	栄区役所（本郷台駅）	30名
7月10日（土）	旭区役所（鶴ヶ峰駅）	40名
7月13日（火）	中区役所（関内駅）	40名
7月14日（水）	中区役所（関内駅）	40名
7月16日（金）	中区役所（関内駅）	40名
7月17日（土）	青葉区役所（市が尾駅）	40名
7月31日（土）	金沢区役所（金沢文庫駅）	40名

3　申し込み方法

「防災・減災推進研修＜基礎編＞」推薦書に、必要事項をご記入のうえ、郵送、ＦＡＸまたは電子メールにて、６月１０日（木）まで（必着）に、以下の宛先にお申し込みください。

申し込みの受付や受講者決定通知の送付等は、公益社団法人横浜市防火防災協会に委託しています。

●「防災・減災推進研修＜基礎編＞」推薦書（別紙１）

【宛先】公益社団法人横浜市防火防災協会
○郵送：〒232-0064　横浜市南区別所１-１５-１
○ＦＡＸ：045-714-0921
○電子メール：　consulting@ydp.or.jp

4　受講者の決定

６月中旬に、受講決定の通知を、受講者あてにお送りいたします。

※希望者が、定員を超えた場合、「各区の受講者数のバランスや過年度の受講状況」などを考慮し、受講者を決定させていただきますのでご了承願います。

5　新型コロナウイルス感染症への対策について　　※詳細なコロナ対策は別添のとおり

研修の実施にあたっては、研修施設の消毒、換気、受講者の間隔を確保して実施します。

また、受講者につきましては、マスクの着用、受付での消毒、検温にご協力をお願いします。

なお、受講日に緊急事態宣言が発出されている場合には中止とします。

6　自宅学習編

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、自宅学習用の動画をすべて閲覧したうえで、「修了証発行申請書」をご提出していただいた場合には、「防災・減災推進研修＜基礎編＞」を受講したものとします。

修了証発行を希望される場合には「修了証発行申請書」（別紙２）を総務局地域防災課まで送付していただきますようお願いします。

7　お問い合わせ

研修の申し込み方法等について　（申し込みの受付業務を以下に委託しています）

担当　公益社団法人横浜市防火防災協会
電話：045-714-0929

研修の内容や自宅学習編の申し込み方法等について

担当　横浜市総務局地域防災課　（時枝、橋本）
電話：045-671-3456

8　その他

※当日午前８時の時点で「警報」または「特別警報」が横浜市域に発令されている場合は中止とします。

また、それ以外の場合でも悪天候等の理由により中止することがあります。

その場合には、横浜市コールセンターまで御連絡下さい。

＜横浜市コールセンター＞045-664-2525(平日・土日祝日いずれも 8：00～21：00)

別紙１

年　月　日

公益社団法人横浜市防火防災協会　行

自治会・町内会等団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電　　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

「防災・減災推進研修＜基礎編＞」推薦書

令和３年の「防災・減災推進研修＜基礎編＞」受講者として、次の方を推薦します。

氏名（しめい）	住所	電話番号
	〒	
	〒	

・各組織から２名まで推薦することができます。
・氏名は楷書で、ふりがなを付け、住所は棟室番号までご記入ください。
・**6月10日（木）まで（必着）**にご送付ください。

【受講希望日】受講可能日（太枠）に○をつけてください。
※　日程調整の都合上、できる限り多くの希望日をご記入お願いします。

実施日	【第１回】6月25日（金）	【第２回】6月26日（土）	【第３回】6月29日（火）	【第４回】6月30日（水）
場所	防災センター	防災センター	防災センター	防災センター
受講可能日				
実施日	【第５回】7月3日（土）	【第６回】7月10日（土）	【第７回】7月13日（火）	【第８回】7月14日（水）
場所	栄区役所	旭区役所	中区役所	中区役所
受講可能日				
実施日	【第９回】7月16日（金）	【第１０回】7月17日（土）	【第１１回】7月31日（土）	
場所	中区役所	青葉区役所	金沢区役所	
受講可能日				

（お住まいの地域の類型）あてはまる類型に○をしてください。

	① 戸建て中心
	② マンション等の集合住宅中心
	③ 戸建てと集合住宅が半々混在

※グループワークの際に、グループ分けするために使用させていただきます。

研修の申込みにあたり収集する氏名、電話番号、住所の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、決定通知の送付、研修の中止等、事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

【宛先】公益社団法人横浜市防火防災協会
○郵送：〒232-0064　横浜市南区別所１-１５-１
○ＦＡＸ：045-714-0921
○電子メール：consulting@ydp.or.jp

別紙２

令和3年　月　日

総務局地域防災課　行

自治会・町内会等団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電　　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

「防災・減災推進研修＜基礎編＞」修了証発行申請書

次の方は指定された防災動画を閲覧しました。「防災・減災推進研修＜基礎編＞」の修了証の発行を申請します。

氏名（しめい）	住所	電話番号
	〒	

動画名（収録時間）	閲覧完了
防災よこはま（約24分）	
新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難（約５分）	
風水害への備え：マイ・タイムラインの作成（約17分）	
地震への備え：家具転倒防止・感震ブレーカー（約８分）	
町の防災組織の取組（約17分）	
マンションの防災対策について（約14分）	

※すべての動画を閲覧していただくことが修了証発行の条件となります。

※それぞれの動画について、閲覧完了欄にチェックをお願いします。

閲覧した動画にチェック（✔）

【動画の案内】

ウェブサイトURL
https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/chiikibousai

横浜市　防災学習コンテンツ　検索

QRコード

※学習コンテンツ内の動画より閲覧をお願いします。

※各自治会・町内会にDVDも配布しています。

【備考】

修了証には、【防災よこはま】及び【ヨコハマの「減災」アイデア集】等、地域防災活動を推進していただくうえで、参考となる資料を同封いたします。

申請書送付先・問い合わせ先
※申請書はメール、FAX、郵送いずれかで送付してください。
総務局地域防災課（時枝・橋本）
TEL：045-671-3456　FAX：045-641-1677
電子メール：so-chiikibousai@city.yokohama.jp
住所：〒231-0005　横浜市中区本町６丁目50番地の10　10階

別添

研修開催時の新型コロナウイルス感染症への対策について

研修の開催にあたり、感染対策を行ったうえで実施します。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いします。

1　基本的な感染対策の実施

・研修会場の席の間隔、受講者同士、講師と受講者との間隔を確保します。
・職員及び講師は、検温等健康管理に努め、手洗いをします。
・職員及び講師は、マスクを着用します。
・会場には手指消毒液を用意します。
・会場の机、ドアノブ等の消毒を行います。

2　受講される方へのお願い

・受付の際には、検温、手指の消毒をお願いします。
・体調不良（発熱、咳等の風邪症状）の方は受講をお控えください。
・研修施設内ではマスクの着用をお願いします。
・会場内における身体的距離の確保にご協力ください。
・受講中に体調不良になった場合、速やかにお申し出ください。
・休憩中等の会話は控えめにしてください。

3　その他

感染の状況によって、開催方法の変更または中止の場合があります。

問い合わせ先：横浜市総務局危機管理室地域防災課
担当：時枝、橋本
TEL:045-671-3456　FAX:045-641-1677

令和３年　防災・減災推進研修＜支援編＞のご案内

地震火災や風水害の備えなど地域特性に応じた防災活動について、アドバイザーを派遣して支援する研修です。是非お申込みください。

1　実施方法

（1）対象・・・・・・・・・・・・自治会・町内会等
（2）日数・・・・・・・・・・・・１地域につき、１日１～３時間程度
（3）日時・・・・・・・・・・・・日程については地域の方と調整させていただきます。
（4）場所・・・・・・・・・・・・原則、アドバイザーが地域に伺いますが、研修場所の確保をお願いします。

2　研修内容について

以下の①～⑥の中から最大３つまで選択していただき、希望されたプログラムを基に研修内容を調整いたします。

研修プログラム	所要時間
①　地域における被害想定 / 基本的な災害への備え（自助・共助の取組）	60 分
②　風水害への備え（マイ・タイムラインの作成支援等）	30 分～60 分
③　地震火災への備え（地震火災の危険性、感震ブレーカー設置助成 等）	30 分～60 分
④　マンション防災	30 分～60 分
⑤　市民防災センター体験ツアー	60 分
⑥　グループワーク（災害時のケーススタディー、地域の危険性の把握 等）	60 分～90 分

3　申し込み要件

●複数(５人以上)の研修参加者を確保することができる
●研修実施場所を確保することができる
※市民防災センター体験ツアーを希望する場合、実施場所は横浜市民防災センターとなります。

4　申し込み・お問い合わせ

別紙申請書に必要事項のご記入のうえ、郵送、ＦＡＸまたは電子メールにて６月１０日（木）まで（必着）に以下の宛先へお申し込みください。

【宛先】総務局地域防災課
郵送：〒231-0005　横浜市中区本町６丁目 50 番地の 10　10 階
ＦＡＸ：045-641-1677　ＴＥＬ：045-671-3456
メール：so-chiikibousai@city.yokohama.jp

5　研修受講の決定

研修受講決定の通知を、申請者あてにお伝えします。また、研修内容について申請者宛に調整させていただくことがありますのでご了承ください。

※希望する地域が、多数の場合、来年度以降に派遣をお願いすることがあります。
※気象警報の発令等により、再度、研修の日程調整をすることがあります。

6　新型コロナウイルス感染症への対策について　　※詳細なコロナ対策は別添のとおり

研修の実施にあたっては、研修施設の消毒、換気、受講者の間隔の確保をお願いします。
また、受講者につきましては、マスクの着用、受付での消毒、検温にご協力をお願いします。
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては実施日を再調整させていただくことがあります。

別紙

年　月　日

総務局地域防災課　行

自治会・町内会等団体名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
申請者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電　　話 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

防災・減災推進研修＜支援編＞申請書

令和３年の防災・減災推進研修＜支援編＞について申請します。

地域の状況

【住居形態】　□戸建て　□共同住宅　□混在

【防災活動状況】

□防災活動を実施している　※以下に活動の内容を記載してください

（　　）

□実施していない

【防災組織体制】□構築されている　□構築されていない

研修プログラム　希望するものにチェックしてください。（３つまで選択可）

プログラム	所要時間	✔
①　地域における被害想定 / 基本的な災害への備え（自助・共助の取組）	60分	□
②　風水害への備え（マイ・タイムラインの作成支援等）	30分～60分	□
③　地震火災への備え（地震火災の危険性、感震ブレーカ設置助成 等）	30分～60分	□
④　マンション防災	30分～60分	□
⑤　市民防災センター体験ツアー	60分	□
⑥　グループワーク（災害時のケーススタディー、地域の防災マップ作成 等）	60分～90分	□

希望日

第１希望（　　）第２希望（　　）第３希望（　　）

派遣期間は、令和３年７月１日～令和４年３月31日です。

※新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、派遣日を調整させていただきます。

希望時間　□１時間　□２時間　□３時間

実施場所　（　　）　**※実施場所の確保をお願いします。**

参加者数（　　）人　※原則５名以上の参加をお願いします。

自由記入欄（地域で困っていることなど、自由にご記入下さい。）

研修の申込みにあたり収集する氏名、電話番号、住所の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、研修内容の調整、決定通知の送付、研修の中止等、事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

問い合わせ先　総務局地域防災課（時枝、橋本）
電話:045-671-3456　FAX:045-641-1677

別添

研修開催時の新型コロナウイルス感染症への対策について

研修の開催にあたり、感染対策を行ったうえで実施をお願いいたします。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いします。

1　申請者（受講者）へのお願い

・会場には手指消毒液と体温計の用意をお願いします。
　※研修者が用意することもできます。
・研修開始前に会場の机、ドアノブ等の消毒をお願いします。
・受付の際には、検温、手指の消毒をお願いします。
・研修会場の席の間隔、受講者同士、講師と受講者との間隔を確保してください。
・体調不良（発熱、咳等の風邪症状）の方は受講をお控えください。
・研修施設内ではマスクの着用をお願いします。
・会場内における身体的距離の確保にご協力ください。
・受講中に体調不良になった場合、速やかにお申し出ください。
・休憩中等の会話は控えめにしてください。

2　その他

・職員及び講師は、検温等健康管理に努め、手洗いをします。
・職員及び講師は、マスクを着用します。
・感染の状況によって、開催方法の変更または中止の場合があります。

問い合わせ先：横浜市総務局危機管理室地域防災課
担当：時枝、橋本
TEL:045-671-3456　FAX:045-641-1677

防災を学べるウェブサイトを開設しました！

集まれなくても大丈夫！
ご家庭で地域で事業所で、
いつでもどこでもしっかり防災を学べます！

新型コロナウイルス感染症の流行によって、防災研修やイベントの延期、中止などにより、自助・共助をはじめとした防災について学んでいただく機会が非常に少なくなっています。こうした状況の中でもしっかりと防災を学んでいただけるように、本市ホームページに防災を学べる動画やクイズ等を掲載した防災学習コンテンツを作成しました。災害への備えを進めるためにぜひご活用ください。

1　開設日
令和３年４月12日

2　ウェブサイト URL
https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/chiikibousai

横浜市　防災学習コンテンツ　検索

QR コード

3　ページ構成
「共通」「町の防災組織」「地域防災拠点」「こども」「企業等」とカテゴリーをわけ、被害想定、備え、共助の重要性、避難所運営、帰宅困難者対策など、それぞれに合った【クイズ】・【動画】・【教材】を用意しています。自分にあったコンテンツを見つけて防災を学ぶことができます。

(1)　共通
地震や風水害への事前の備えや避難行動などを学べます。

(2)　町の防災組織
自治会・町内会等で必要な知識や備え、訓練のやり方などの防災対策を学べます。

(3)　地域防災拠点
避難所の開設や運営方法など、必要な知識についてコロナ禍での対応を含め学べます。

(4)　こども
災害の怖さや正しい避難行動をやさしいことばで学べます。

(5)　企業等
帰宅困難者対策や避難確保計画など、企業として必要な防災対策を学べます。

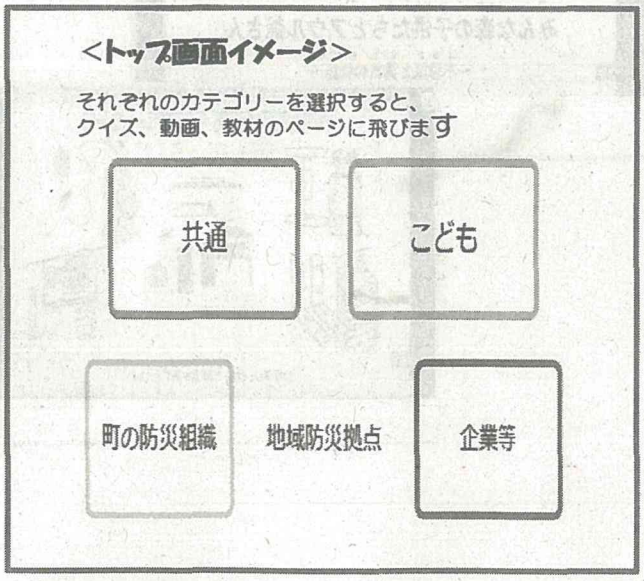

4　DVD の配付
学習コンテンツ内の一部動画をまとめた DVD を各自治会・町内会に配布します。地域の防災活動にご活用ください。

各コンテンツの紹介（クイズ、動画、教材）

＜クイズ画面イメージ＞○×や選択式のクイズで気軽に防災を学ぶことができます。

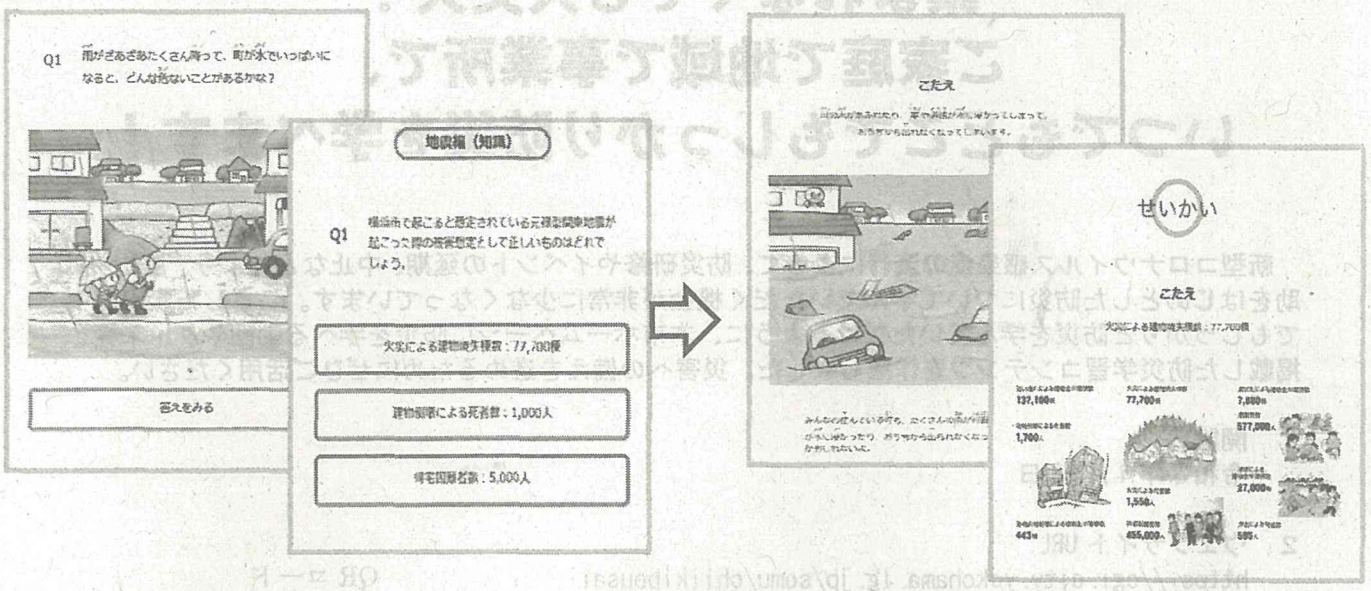

＜動画画面イメージ＞

イラストや物語など工夫した構成となっています。

＜教材面イメージ＞

防災を学べるパンフレット等を掲載しています。

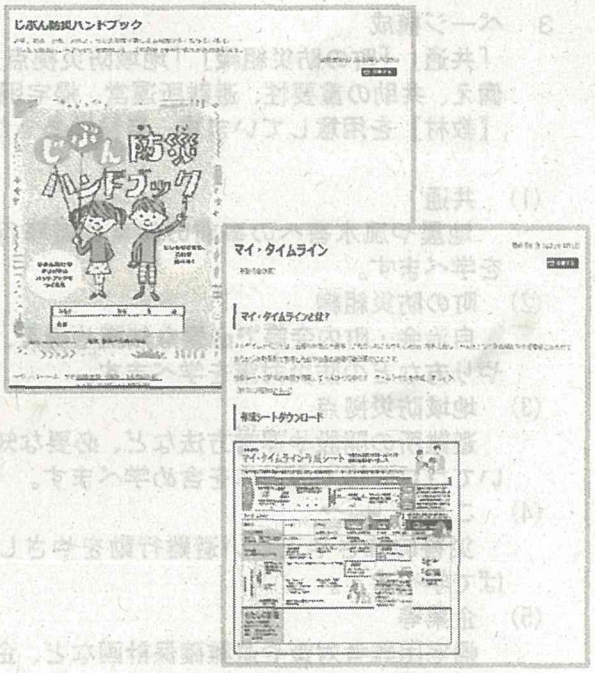

問い合わせ先：横浜市総務局危機管理室地域防災課
担当：時枝、橋本
TEL:045-671-3456　FAX: 045-641-1677

令和3年度
二輪車交通事故防止強化月間
暴走族追放強化月間
横浜市実施要綱

多発する二輪車の交通事故を防止するため、二輪運転者の交通安全意識を高める運動を市民総ぐるみで展開するとともに、暴走族（四輪を含む）追放気運を醸成して暴走族への加入防止と離脱の促進を図ります。

期　　間

令和3年6月1日（火）～6月30日（水）の1か月間

スローガン

運転に　ゆとり　やさしさ　思いやり
暴走は　しない　させない　ゆるさない！

運動の重点

1　二輪車の交通事故防止
2　暴走族の追放

◆◇◆令和２年中二輪車関係事故発生状況（区別）◆◇◆

	件数（件）	構成率(%)	死者（人）	負傷者（人）		件数（件）	構成率(%)	死者（人）	負傷者（人）
鶴見区	167	30.7%	3	150	金沢区	156	29.8%	2	152
神奈川区	126	31.7%	1	116	港北区	163	31.0%	1	142
西区	63	28.1%	1	56	緑区	92	28.5%	3	76
中区	121	29.4%	0	109	青葉区	126	24.9%	0	113
南区	139	36.8%	0	129	都筑区	104	24.2%	0	92
港南区	124	28.6%	0	111	戸塚区	200	36.9%	1	182
保土ケ谷区	175	42.9%	4	152	栄区	67	32.4%	0	61
旭区	202	36.3%	1	179	泉区	103	36.8%	0	95
磯子区	127	37.1%	1	113	瀬谷区	104	28.6%	0	96

	件数	全体を占める構成率	死者	全体を占める構成率	負傷者	全体を占める構成率
横浜市内全体	2,359件	31.9%	18人	37.5%	2,124人	25.1%

横浜市交通安全対策協議会

各機関・団体の主な取り組み

共通事項

1.「運動の重点」に基づき、地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
2. 関係機関・団体の職員等に、暴走族追放条例・基本指針及びこの運動について周知を図ります。

横浜市・区

1. 地域ぐるみで暴走族追放のための気運が醸成されるよう各種施策を推進します。
2. 幅広い年齢層を対象に交通安全のための各種イベントを開催して、暴走族追放及び二輪車事故防止気運を盛り上げます。

警察

1. 重大事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反の指導取締りを強化します。
2. 二輪車指定路線に白バイを集中投入し、街頭活動を強化します。
3. 二輪車を通勤や業務で使用する事業所等に対する二輪車安全運転講習を積極的に推進します。
4. 二輪車用プロテクターやエアバッグジャケットなどの着用を促進するための広報啓発を推進します。
5. 暴走族の取締りを強化するとともに、暴走族相談員による加入防止・離脱促進や少年相談員等による立直り支援など関係機関・団体と連携し、暴走族追放のための施策を強力に推進します。
6. 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

1. 暴走族・二輪車の無謀運転追放のキャンペーンなどを実施し、地域住民に対する交通安全意識と暴走族追放気運の高揚を図ります。
2. 地域における暴走族への加入防止や追放の取組みを推進します。
3. 二輪車安全運転講習などの交通安全教育の場への積極的な参加を呼びかけます。

地域・家庭

1. 二輪車安全運転講習会など交通安全教育の場へ積極的に参加しましょう。
2. 家庭における交通安全の話し合いを奨励し、「交通安全ひとこえ運動」を推進しましょう。
3. 暴走族は、なぜいけないのか、迷惑で危険なのかなどを家族で話し合いましょう。
4. 地域で暴走族追放大会等を実施して、暴走族追放の気運を高め、暴走族を許さない環境づくりをしましょう

教育関係

1. 暴走族の反社会性や暴走の危険、迷惑性などについて指導するとともに、「暴走族に入らない」、「見に行かない」など具体的な指導を行います。
2. みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』の理念を踏まえ、交通社会の一員として思いやりと責任ある行動がとれるよう、教育活動全体を通して交通安全教育を推進します。

道路管理者・鉄道事業者

1. 二輪車事故を防止するための交通安全施設などの整備を図ります。
2. 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

横浜市交通安全対策協議会
（事務局）横浜市道路局交通安全・自転車政策課
電話（671）2323

令和３年度　南区運営方針

Ⅰ　基本目標

区民の皆さまとの協働のもとで

「あったかい」南区をつくります

Ⅱ　目標達成に向けた施策

南区の特徴や課題を踏まえ、「減災」「賑わい」「健やか」「こども」を重点として、変化する社会情勢の中にあっても、地域の元気や暮らしの安全・安心などにつながる取組を通じて、区民の皆さまに寄り添った施策を進めます。引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に区役所一丸となって取り組みます。

減災

大地震、台風などでの被害軽減に向けて、区民一人ひとりの自助力と地域の共助力を高めるとともに、危機管理体制の強化に向けた取組を進め、地域防災力の向上を推進します。

賑わい

下町情緒あふれる商店街、南区４大まつり、区の花「さくら」などの資源を生かして、市内外への魅力の発信に力を入れるとともに、区民のスポーツへの関心を高めます。また、多文化共生の取組を進めます。

健やか

新型コロナウイルス感染症対応を進めます。また、食育の推進、生活習慣病予防や運動習慣の定着、介護予防などの取組を進めるとともに、第４期南区地域福祉保健計画の策定を進めます。

こども

子どもを地域と共に見守ることや、多様な情報を発信することなどにより、子育て支援や青少年の健全育成を進めます。

また、こども家庭総合支援拠点機能を整備し、要保護児童等の支援を強化します。

地域の力

地域の実情に応じて地域活動を応援することで、区民の皆さまと一緒に地域の活性化に取り組みます。ICT を活用した、新しいスタイルの地域活動を支援します。

着実に取り組む事業・業務

○すべての職員が区民の立場に寄り添う心を大切に、親切できめ細かなサービスの提供を心がけます。
○交通安全・防犯対策、ごみの減量や温暖化対策などに継続して取り組みます。

Ⅲ　目標達成に向けた組織運営

全ての仕事の土台となる区民・地域と区役所とのさらなる信頼関係を築きながら、正確・迅速に業務を進めるなど「仕事の基本」を組織全体で大切にします。そして、職員自らが学ぶ姿勢を持ち、能力の向上に努め、これを組織として支援します。また、それぞれの職位に応じた役割を果たすとともに、職員が一丸となって「共感と信頼」、「横のつながり」を育みながら、暮らしやすいまちをつくります。

区役所全体のチーム力を生かした運営	様々な担い手との協働
職員・責任職は業務について気づいたことは何でも日常的に報告・相談するなど、双方向のコミュニケーションを図ります。また、効率的・効果的な仕事の仕方を通して課題解決を目指します。	地域の皆さまの力が十分発揮できるよう、自治会町内会や各種団体、事業者、学校や各施設等と連携しながら、事業を進めます。

参考　主な事業・取組

減災	
● 防災・減災意識の向上	➢ 出前講座、若年層への啓発、啓発用パネル作成
● 自助・共助対策の支援	➢ 家具転倒防止、ガラス飛散防止、感震ブレーカー設置の一部補助
● 災害時要援護者支援の推進	➢ 地域の支援者向け研修会の開催及び要援護者名簿の提供
賑わい	
● 南区4大まつり開催（桜まつり、南まつり、いきいきふれあい南なんデー、文化祭）	➢ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策（ライトアップの時短、警備員配置等）を行い桜まつりを開催 ➢ 他のまつりにおいても参加者の安全対策を実施
● 区民スポーツ活動の支援	➢ 「みなっちランニングフェスタ」、「みなっちスポーツフェスタ」、「あつまれ！みなっちげんきっず」等のスポーツイベント開催
● 魅力発信・賑わいづくり	➢ 区の花「さくら」を中心とした区の魅力発信・賑わいづくり
● 商店街活性化	➢ 商店街イベント支援（商店街朝市、商店街フェスタ）
● 多文化共生の推進	➢ 学校・地域での多文化共生推進、区役所窓口等の多言語対応
健やか	
● 新型コロナウイルス感染症への対応	➢ 相談対応、感染拡大の防止、予防啓発
● 地域福祉保健計画の着実な推進	➢ 第4期計画の策定
● 地域包括ケアシステムの構築に向けた南区行動指針の推進	➢ 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた南区行動指針を改定し、同アクションプランを策定
● 健康づくりの推進	➢ 生活習慣病予防のための相談や講座、オーラルフレイル等の啓発 ➢ 国民健康保険特定健診未受診者へ個別電話による受診勧奨等
● 自殺対策	➢ 関係団体等と連携した区民への啓発・支援、職員の意識向上
● 障害者への理解促進	➢ 障害者の健康づくりを進めるきめ細やかな運動指導の実施、地域精神保健家族会の活動充実のための支援
● 地域における介護予防の取組	➢ 介護予防の普及啓発、お元気で21健診や介護予防教室の運営を行うボランティアの養成、出前講座実施
● 認知症の早期対応、見守り支援	➢ 認知症及び権利擁護等の普及啓発による早期診断・早期対応の促進、認知症高齢者の見守り支援体制の充実
こども	
● 保育所、幼稚園など保育・教育サービスの確保	➢ 待機児童ゼロを目指した保育・教育施設の受入枠拡大 ➢ 出張相談等による多様な保育・教育サービスの積極的な紹介
● 児童虐待予防	➢ 養育者に対する個別相談の実施
● 子育て情報の提供	➢ 「子ども・家庭支援相談リーフレット」や「子育て応援マップ」の作成
● 子どもの様々な居場所づくり	➢ 子ども食堂などの活動促進と関係者間のつながりを支援
● 生活・学習への支援	➢ 支援を必要とする小・中学生を対象とした生活・学習のサポート
● こども家庭総合支援拠点機能の整備	➢ 要保護児童等の支援が必要な子ども・家庭への支援を強化
地域の力	
● 「地域の力」応援	➢ 地域情報や地域活動の事例の発信、地域資源発掘・連携支援
● 地区懇談会の開催支援	➢ 地域課題解決に向けた議論充実へのサポート
● 地域支援チーム	➢ 区役所・区社協・地域ケアプラザが一体となった体制の確保
● 新たなつながり・活動スタイルづくり支援	➢ ＩＣＴ機器を活用した体験講習会と機器の貸出
● ちからアップ・チャレンジ支援	➢ 地域課題解決に向けた地域活動への助成
● 道路低木植樹帯の維持管理支援	➢ ハマロードサポーターとの協働による低木植樹帯維持管理の実施
着実に取り組む事業・業務	
● 安全・安心の取組	➢ 交通安全啓発、通学路安全対策、防犯（特殊詐欺等）啓発
● ヨコハマ3R夢プランと街の美化の推進	➢ 3R夢啓発活動、モデル地区でのごみ減量実践活動
● 健康危機管理の推進	➢ 食の安全確保、感染症の予防啓発・拡大防止
● 丁寧な広聴・効果的な広報等の実施	➢ 広報よこはま南区版やホームページ等による区政情報の発信
● 生活困窮者自立支援制度の推進	➢ 制度周知や住居確保給付金支給、就労支援、家計相談等の支援
● 未収債権回収の取組	➢ 市税及び保険料における適正・迅速な滞納整理の推進
● 個人情報の適正管理	➢ マイナンバーをはじめとする個人情報の適正管理の徹底

各職場の取組目標（1／2）

総務課

「仕事の基本」を大切にし、組織としてのマネジメントをしっかりと進め、適正な業務執行につながるよう各職場をサポートするとともに、区民の皆さまから親しまれる区役所づくりを進めます。
地震・台風などの被害軽減を目指して、庁内外と連携して自助・共助・公助の取組を進めるなど、地域防災力の向上を図ります。また、正確、公正に選挙・統計調査を実施します。

区政推進課

様々な地域資源を南区の魅力として積極的に発掘・発信し、賑わいと活力あるまちづくりに取り組みます。また、区民の皆さまの声に耳を傾け、一人ひとりの豊かな暮らしに役立てられるよう、広報よこはま南区版やホームページを充実します。区民の皆さまの信頼にお応えできるよう、職員がともに学び支え合いながら、チーム力の向上に努めるとともに、区政をとりまく状況への感度を高めつつ、様々な課題解決に向けて、関係部署に伴走し横のつながりを高めます。

地域振興課

自治会町内会や地域の各種団体との信頼関係を大切に、元気で賑わいある地域づくりに繋がるよう、庁内連携を密にし、地域に寄添う支援を進めます。あわせて、地域の皆さまや関係機関と連携し安全・安心で住みよいまちづくりに取り組みます。また、地域の新たなつながりや活動スタイルづくりのきっかけとして、ICT の活用に向けた講習会の開催やタブレット貸出などによる地域連携への支援を進めます。

戸籍課

個人情報の取扱いに細心の注意を払うとともに、住民の権利関係に大きな影響のある戸籍簿・住民基本台帳等を適正に管理します。特に、マイナンバーをはじめとする個人情報の漏えいにつながる事故が発生することがないようチェックを徹底します。また、チーム力と職員力を高め、区民満足度の向上を目指します。

税務課

市税の適正かつ公平な課税を行うとともに、区民の皆さまの一層の理解と信頼を得るよう、親切できめ細やかなサービスの提供を心がけます。市政運営に必要な財源の確保と、納税者の税負担の公平性を保つため、適正・迅速に滞納整理を進め、滞納額の圧縮と収納率の向上に取り組みます。また、新型コロナウイルス感染症の影響で納付が困難となった納税者に対しては、引き続き丁寧な対応を行います。

区会計室

年間を通して適正な出納事務（区における入出金の管理）及び審査事務（区内各部署の支出関連書類等の審査）を遅滞なく行います。また、審査等を通じて各課の担当職員に丁寧な説明・助言を行うことにより、適正な経理事務を行える人材育成に努めます。これらを通して、区民の皆さまの信頼に応える適切な会計・経理事務を目指します。

福祉保健課

区民の安全・安心を守るため、新型コロナウイルス感染症対応に取り組みます。感染状況や新しい生活様式を踏まえながら、第４期地域福祉保健計画を策定するとともに、地域の皆さまや、民生委員、保健活動推進員、食生活等改善推進員等や関係団体と連携した地域福祉の向上や健康づくりを推進します。

各職場の取組目標（2／2）

生活衛生課

食品取扱施設、医薬品等取扱施設、旅館施設や理美容所など生活衛生関連施設の審査事務を適正に行います。また、これらの施設に対して、コロナ禍の状況を踏まえながら、監視指導を行うなど、衛生的な啓発・支援を行っていきます。犬・猫の飼育マナーや防災への備え等の啓発と動物とのふれあい活動を行っているボランティア団体への支援を実施します。そのほか、電子申請などを導入することにより、利便性の向上を図ります。さらに、職員のモチベーション・能力の向上に努め、適切な事務を執行します。

高齢・障害支援課

誰もが住み慣れた地域でいつまでも自分らしく安心して暮らすことができるように、区民の皆さまと共に、新しい生活様式の中での地域包括ケアシステムの構築に向け、生活支援、権利擁護、医療・介護連携の推進等に取り組みます。また、障害のある方を地域全体で支える体制づくりのため地域のネットワーク構築を進めます。職員一人ひとりが区民の皆さまの相談に円滑に対応し、適切な支援を提供できるように、職員間の協力・連携を促進し、迅速で正確な事務の執行を徹底します。

こども家庭支援課

妊娠期から学齢期まで切れ目なく必要な支援が受けられ、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めます。また、地域や学校などの関係機関と連携し、見守り体制や相談体制を充実させ、子育てを地域全体で支える地域力を創出します。職員一人ひとりが専門性を深めるとともに、業務にあたっては感染症対策及び個人情報保護に留意し、適切なサービス提供に努めます。

市立保育園 しろばら、永田、 三春台、井土ケ谷	子どもたちが心豊かに成長できるよう日々の保育を提供します。オンライン等を活用し、他の保育・教育施設と情報共有し、連携を深めるとともに、民間園と一緒に保育研修を企画・運営し、南区の保育の質の向上を図ります。また、感染症対策を講じて地域との交流事業を行い、地域に根差した保育園を目指します。

生活支援課

生活に困窮した時や支援が必要な時に、速やかに区役所に相談できるよう、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度の普及に努めます。また、相談に訪れた方に丁寧で分かりやすい説明を心掛け、迅速正確な事務を行います。生活にお困りの方が一日も早く経済的・社会的に自立できるよう、庁内各課、関係機関との連携を密にし、効果的なサービスを提供します。引き続き、職員一人ひとりが常に自己研鑽に努め、能力の向上を図り、適切に業務を執行します。

保険年金課

正確・迅速な業務処理とともに、区民の皆さまに満足いただけるサービス提供に努めます。国民健康保険特定健診の受診率向上に向け、未受診者への個別電話や外国語版の案内リーフレットを活用した受診勧奨、医師会などとの連携を進め、医療費の削減と健康寿命の延伸を図ります。負担の公平性確保と保険制度の安定運営のため、保険料収納率の更なる向上に取り組みます

南土木事務所

区民の皆さまが、安全・安心に生活できるように「道路・下水道・公園の維持管理」、「通学路の安全対策」や「災害時に緊急輸送路となる幹線道路の整備」を着実に進めます。特に、近年、被害が大きくなりつつある風水害への対策を地域住民や関係機関と連携し取り組みます。また、大岡川沿いのプロムナードの桜の維持管理を適切に行い、地域の魅力向上を図るとともに、公園愛護会やハマロードサポーターの活動を支援し、公園・道路の美化活動に協働で取り組みます。引き続き、区民の声に迅速・かつ的確に対応するために、職員の能力・チーム力の向上に努めます。

〈運営方針全体に関するお問合せ先〉　南区区政推進課企画調整係（区庁舎6階64番窓口）
電　話　：045－341－1232
ＦＡＸ：045－341－1240

小規模事業者の皆さまへ
経営に関するお悩みを一緒に解決します。

OPEN YOKOHAMA
IDEC YOKOHAMA

"電話1本で伺います"

どんな補助金が使えるか知りたい

新たな顧客をつかみたい

どこから手を付けてよいのか分からない

横浜市支援機関の専門家

ご都合の良い方法で!
- ☑訪問
- ☑電話
- ☑オンライン

公的支援メニューを詳しく知りたい

人手がなく、相談窓口に行く時間がない

小規模事業者向け

コロナ禍無料特別相談

専用ダイヤル [9:00~12:00 / 13:00~17:00] ※土日祝、年末年始を除く

045-225-3719

(公財)横浜企業経営支援財団(IDEC横浜) 地域密着型支援担当

デリバリーやテイクアウトによる販売を始めたい

この事業は新型コロナウイルス感染症により、売上減少など大きな影響が生じた市内小規模事業者の皆様の事業継続に向けた取組に対して、横浜市支援機関の専門家が訪問又はオンラインにて無料相談支援を実施する事業です。
相談の実施にあたっては、各支援機関と連携して、市内小規模事業者の皆様の状況に応じたふさわしい支援につなげていきます。

コロナ禍に対応した商品づくりに取り組みたい

クラウド?

WEBサイトはこちら

さらに詳しく! 裏面へ ▶

おひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

出張相談の流れ

まずはお電話

専用ダイヤル［9:00~17:00］
045-225-3719

出張相談

(公財)横浜企業経営支援財団
経営支援全般に関すること
少額設備投資助成金、事業継続・展開支援補助金 など

POINT
無料の伴走支援。
ご相談に合わせて、無料で丁寧にお話を伺います。

課題の整理

課題の解決

情報共有
各機関が保有する情報や支援メニューを共有することでより効果的な支援へ

横浜市信用保証協会
信用保証で中小企業・創業される方等の資金調達へのサポート など

金融機関
融資、M&A、ビジネスマッチング、事業承継 など
横浜銀行・横浜信用金庫・川崎信用金庫 など

横浜市経済局
中小企業総合支援、小規模事業者支全般に関すること

横浜商工会議所
経営相談・資金調達・助成金・販路拡大 など

ご利用いただける方

横浜市内に事業所があり、常時使用する従業員が、

①製造業・建設業・運輸業・その他の業種は20人以下の事業者

②卸売業・小売業・サービス業は5人以下の企業や個人事業主

相談員について

経営コンサルタントとして活躍する中小企業診断士や、公的機関等での経験のある相談員が、資金繰りのアドバイスや事業計画の策定など様々なご相談に対応します。

相談時間

月曜日から金曜日まで
（祝祭日・年末年始を除く）
9:00~17:00

費用

無料

お問合せ

(公財)横浜企業経営支援財団（IDEC横浜） 地域密着型支援担当
〒231-0021　横浜市中区日本大通11　横浜情報文化センター7階
045-225-3719　FAX 045-225-3738
syoukibo@idec.or.jp　［9:00~12:00 / 13:00~17:00］
※土日祝、年末年始を除く

IDEC横浜　コロナ

区連会５月定例会資料
令和３年５月２０日
南区高齢・障害支援課

第８期　横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（よこはま地域包括ケア計画）の策定について

第８期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（よこはま地域包括ケア計画）について、第７期計画（平成30～32年度）の終了に伴い、新たに第８期計画（令和３～５年度）を策定しました。

１　計画概要

基本目標

ポジティブ・エイジング
～誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる「横浜型地域包括ケアシステム」を社会全体で紡ぐ～

計画の施策体系

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

Ⅰ　地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して
- 地域との協働により、介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援を一体的に進めることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、つながり・支え合う地域づくりを進めます。

Ⅱ　地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して
- 医療・介護が必要になっても、地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅生活を支える介護、医療、保健・福祉の充実を図ります。

Ⅲ　ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して
- 日常生活に支援や手助けが必要になっても、個々の状況に応じた選択が可能となるように、必要な施設や住まいの場を整備します。

Ⅳ　安心の介護を提供するために
- 増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、①新たな介護人材の確保、②介護人材の定着支援、③専門性の向上を３本の柱として総合的に取り組みます。

Ⅴ　地域包括ケアの実現のために
- 介護サービスに関する情報をわかりやすく発信するとともに、適正なサービスの量の確保と質の向上を図り、横浜型地域包括ケアシステムの充実に取り組みます。

Ⅵ　自然災害・感染症対策
- 地震、風水害、感染症など、地域や施設での生活環境へのリスクの高まりに対して、介護事業所等と連携し、防災や感染症対策に関する周知啓発、研修を実施します。

認知症施策推進計画

共生　備え　安心

- 認知症を我が事ととらえ、周囲や地域の理解と協力の下、認知症の本人が希望を持って前を向き力を活かしていくことで、住み慣れた地域の中で尊厳を保ちながら自分らしく暮らし続けることができる社会を目指します。
- 発症以前からの理解、発症の気づきと適切な医療・介護、継続的な社会とのつながりや地域の見守りなど、多くの人が認知症の備えを進めるための施策に重点を置きます。
- 自立した生活が困難になっても医療や介護等の体制が構築され適切に提供されることで、その人らしく生活できる社会を目指します。

介護サービス量の見込み・保険料の設定

介護保険料（第１号被保険者の保険料基準額）

第７期保険料基準額（平成３０～令和２年度）	→	第８期保険料基準額（令和３～５年度）
６,２００円		６,５００円

（裏面あり）

2　計画の周知

３月 31 日（水）に計画策定の記者発表をいたしました。また、市役所３階市民情報センターで閲覧を実施しています。計画書の冊子は、市政刊行物・グッズ販売コーナーで６月上旬から販売予定です（価格未定）。概要版は、市民情報センター、各区広報相談係などで６月下旬から配布（無料）を予定しています。

・計画書・概要版は、下記ホームページでも閲覧が可能です。
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kyogikai/chiikihoukatsu-care/8ki-keikaku.html

健康福祉局　高齢健康福祉課
担当：近藤、高橋、清水
TEL:671-3412　FAX:550-3613

南区役所主催　南の風はあったかい

みなみの終活入門塾

はじめてでも安心！

自筆証書遺言を いっしょに 書いてみよう

同じ内容で午前・午後に開催します

令和3年 **7月6日(火)**

午前　10:00～12:00　(受付)9:30～

午後　13:30～15:30　(受付)13:00～

会場：南区役所 多目的ホール
(南区浦舟町2−33)

対象：南区在住の方

定員：各回30名ずつ

お申込み　6月10日(木)から受付開始

【事前申込制】電話またはFAXにて
※FAX申込書は裏面へ

参加費無料！

自筆の遺言を書きたい方必見！！
令和2年7月から大きく変わった制度を学びませんか？

講師
司法書士・行政書士法務事務所
小関 史郎 司法書士

Profile
プロフィール

中央大学法学部卒
平成13年度行政書士試験合格
平成20年度司法書士試験合格
司法書士法人勤務を経て
平成24年1月に上大岡にて、
司法書士・行政書士小関法務事務所を開設
不動産・商業登記申請業務、相続・遺言、
成年後見に関する業務を取り扱っている。

参加者のみなさまに エンディングノートやグッズを配布します。

長生きが当たり前となった現代。南区では、大切な思いやご自身のことを振り返ることで、「これからの人生を自分らしく豊かに暮らしていただきたい」との思いから、エンディングノートを作成しました。

感染症対策の協力依頼

当日お越しになる前に体調確認を行い、発熱(37.5℃以上もしくは、平熱より1℃以上高い)、風邪症状(咳、のどの痛み等)がある場合は参加をお控えください。マスクの着用、来場前後での手洗い等感染予防対策にご協力ください。

お申込み・お問い合わせ

南区役所　高齢・障害支援課　高齢者支援担当　電話 045-341-1139　FAX 045-341-1144

FAX参加申込書 FAX送信先 045-341-1144

申込先

南区役所　高齢・障害支援課　高齢者支援担当　行

みなみの終活入門塾 ～自筆証書遺言をいっしょに書いてみよう～

▼ 申込内容 ▼

	参加希望時間 午前か午後に○をしてください		氏名	町名	ご連絡可能な 電話 または FAX
お一人目	7月6日(火)	○ 午前	フリガナ		□ 電話　□ FAX
		○ 午後			
お二人目	7月6日(火)	○ 午前	フリガナ		□ 電話　□ FAX
		○ 午後			

会場へのアクセス

詳細は各交通機関にお問い合わせください

南区役所〈多目的ホール〉

横浜市南区浦舟町2-33　電話 045-341-1139

電車

市営地下鉄「阪東橋」駅（出口1B）　徒歩 約8分

京浜急行「黄金町」駅　徒歩 約14分

バス

「南区総合庁舎前」徒歩 すぐ

- 市営：199系統／神奈中：戸45系統／相鉄：旭4系統
  （いずれも平日の開庁時間中、1時間に1本程度停車）
- 市営：158系統／京急：110系統（いずれも磯子・滝頭方面行きのみ）

「浦舟町」徒歩 約2分

- 市営：68・102・158系統／京急：110系統

「阪東橋」徒歩 約10分

- 市営：2・32・68・79・113系統
  神奈中：横43・横44・港61・船20系統／相鉄：旭4系統

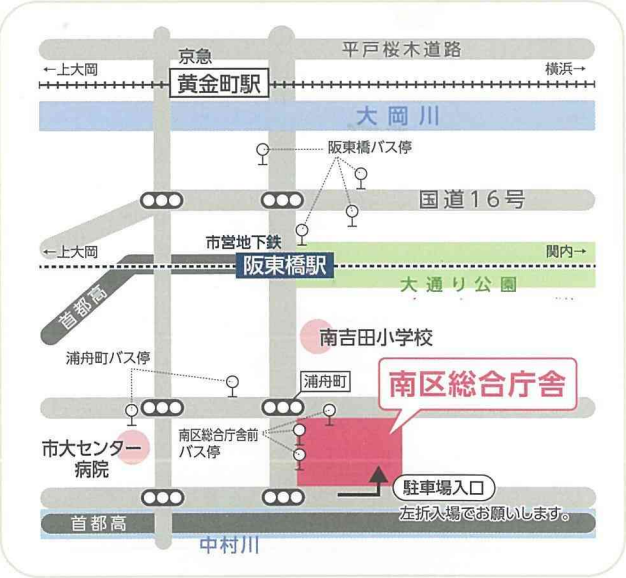

※お車でお越しの場合、区役所の駐車場は有料です。障害者手帳をお持ちの方は、利用時間無料になりますので会場にて手帳をご提示ください。

【令和3年度】介護予防健診のご案内

お元気で21健診

会場 南センター　体育室

日時 令和3年6月25日（金）
10:00～11:00

対象	おおむね65歳以上の方	費用	無料	持ち物	上履き

事前申込制　先着30人（6月11日から受付開始）　電話 341－1140

日常生活を振り返る18項目の問診と3つの体力測定を行い、運動機能や認知機能の低下などの“健康寿命※に影響するサイン”を見つけ、いきいきとした生活を続けられるよう予防の取組などをお伝えしています。

※健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活することのできる期間のことです。

お元気で21健診の流れ

南区役所・地域包括支援センター・南区かいご予防サポーター（地域ボランティア）が実施しています

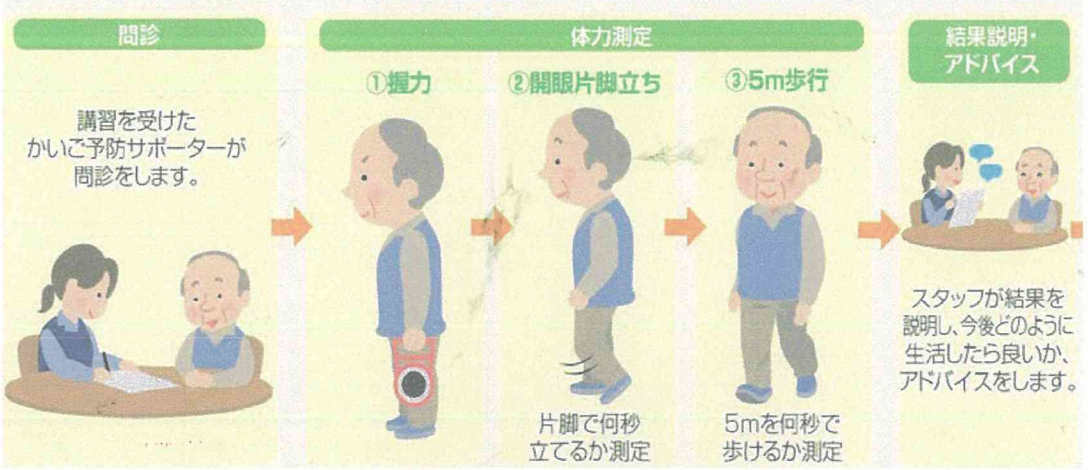

受診者全員に

エコバック

ボールペン

プレゼント

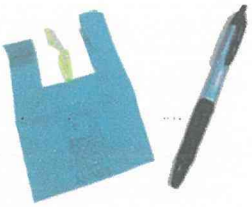

～感染症の拡大防止に配慮して実施しています！～

◆当日お越しになる前に体調確認を行い、発熱（37.5℃以上もしくは、平熱より1℃以上高い）、風邪症状（咳、のどの痛み等）がある場合は参加をお控えください。

◆マスク着用、動きやすい服装、熱中症予防のため飲み物をお持ちください。

＜主催・問合せ先＞
南区役所　高齢・障害支援課　高齢者支援担当　電話045（341）1140　FAX045（341）1144

南区区連会承認第４号　　掲示期間：令和３年６月24日まで

【令和3年度】介護予防健診のご案内

お元気で21健診

会場 六ツ川地域ケアプラザ

日時 令和3年7月2日（金）
14:00～15:00

対象	おおむね65歳以上の方	費用	無料	持ち物	上履き

事前申込制 先着20人（6月11日から受付開始） 電話 341－1140

日常生活を振り返る18項目の問診と3つの体力測定を行い、運動機能や認知機能の低下などの“健康寿命※に影響するサイン”を見つけ、いきいきとした生活を続けられるよう予防の取組などをお伝えしています。

※健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活することのできる期間のことです。

お元気で21健診の流れ　南区役所・地域包括支援センター・南区かいご予防サポーター（地域ボランティア）が実施しています

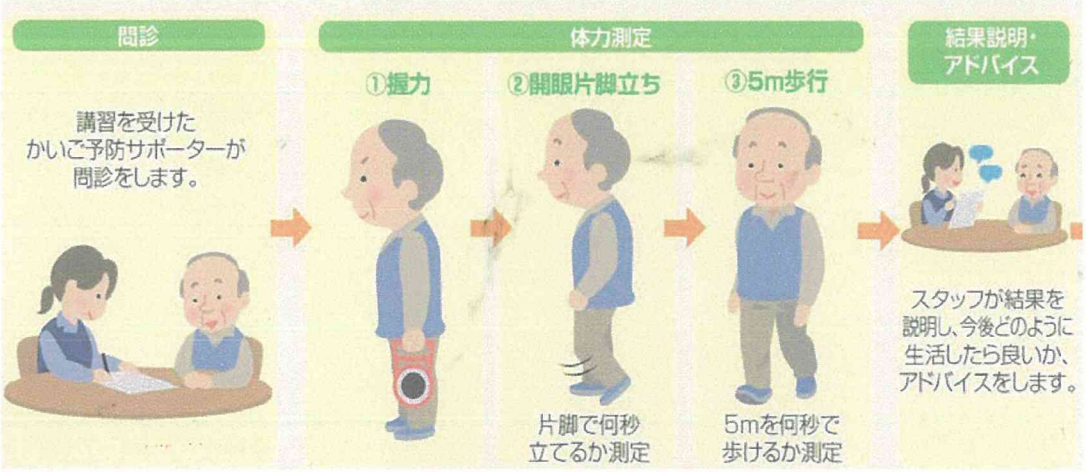

受診者全員に
エコバック
ボールペン
プレゼント

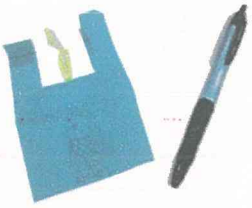

～感染症の拡大防止に配慮して実施しています！～

◆当日お越しになる前に体調確認を行い、発熱（37.5℃以上もしくは、平熱より1℃以上高い）、風邪症状（咳、のどの痛み等）がある場合は参加をお控えください。

◆マスク着用、動きやすい服装、熱中症予防のため飲み物をお持ちください。

＜主催・問合せ先＞
南区役所　高齢・障害支援課　高齢者支援担当　電話045（341）1140　FAX045（341）1144

南区区連会承認第４号　　掲示期間：令和３年７月１日まで

【令和3年度】介護予防健診のご案内

お元気で21健診

会場 南区役所　1階多目的ホール

日時 令和3年7月9日（金）
14:00～15:00

対象 おおむね65歳以上の方　**費用** 無料

事前申込制 先着40人（6月11日から受付開始）　電話 341－1140

日常生活を振り返る18項目の問診と3つの体力測定を行い、運動機能や認知機能の低下などの“健康寿命※に影響するサイン”を見つけ、いきいきとした生活を続けられるよう予防の取組などをお伝えしています。

※健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活することのできる期間のことです。

お元気で21健診の流れ　南区役所・地域包括支援センター・南区かいご予防サポーター（地域ボランティア）が実施しています

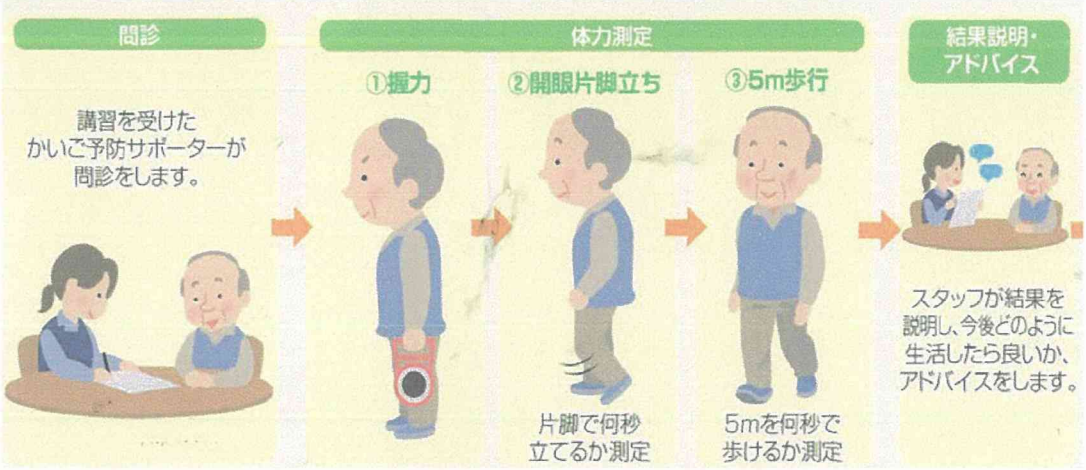

受診者全員に

エコバック

ボールペン

プレゼント

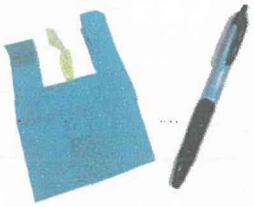

～感染症の拡大防止に配慮して実施しています！～

◆当日お越しになる前に体調確認を行い、発熱（37.5℃以上もしくは、平熱より1℃以上高い）、風邪症状（咳、のどの痛み等）がある場合は参加をお控えください。

◆マスク着用、動きやすい服装、熱中症予防のため飲み物をお持ちください。

＜主催・問合せ先＞
南区役所　高齢・障害支援課　高齢者支援担当　電話045（341）1140　FAX045（341）1144

南区区連会承認第４号　　掲示期間：令和３年７月８日まで

南区 横浜子ども会議
標語コンテスト 入選作品

令和元年度・2年度テーマ：「誰にとっても居心地の良い学校づくり
～ネット世界でも気持ちよく過ごすために～」

★小学校部門★

●気をつけて　いのちにかかわる　ことかもよ

六つ川西小学校　3年　辻　瑠愛

●みんな友だち　たすけあおう

六つ川小学校　3年　尾﨑　友風

●あ　あぶないサイトはみない。
い　インターネットには気をつける。
う　うそをつく人たくさんいるよ！気をつけて！
え　SNSは注意してね！
お　おうちのひととそうだんしよう！！

蒔田小学校　5年　押切　心結花

●ネットでも　わる口はダメ　事故になる
自殺へおいこむ　死への入り口

六つ川小学校　5年　小川　真愛

●インスタで　写真のせたら　家バレタ

藤の木小学校　6年　榎本　伊吹

●言葉は刃物　使い方には気をつけよう！

大岡小学校　6年　倉澤　歩汰

イメージキャラクター
まてまて君

主催　南区学校・警察連絡協議会
協賛　横浜南陵ロータリークラブ

南区区連会承認第１号
掲示期間：令和３年７月３１日まで

南区 横浜子ども会議
標語コンテスト 入選作品

令和元年度・2年度テーマ：「誰にとっても居心地の良い学校づくり
～ネット世界でも気持ちよく過ごすために～」

★中学校部門★

●語り合おう　その指ではなく　その口で

平楽中学校　1年　荒　虹輝

●ちょっとまて　その１タップが　命とり

蒔田中学校　2年　沼田　実佳

●見極めろ　便利の裏の黒い影

南中学校　2年　渡邉　桃花

●言葉は最強の武器、ネットは最悪の戦場

蒔田中学校卒　塩谷　純一

●信じるな　全てが良いと　限らない

蒔田中学校卒　神山　由奈

主催　南区学校・警察連絡協議会
協賛　横浜南陵ロータリークラブ

イメージキャラクター
まてまて君

令和３年５月２０日

各自治会町内会長　様

南区スポーツ協会
会長　加賀美　長明

令和３年度南区スポーツ協会地域会費納入のお願い

新緑の候　ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
平素から南区スポーツ協会の活動に多大な御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、南区スポーツ協会では、５月２８日（金）に総会を開催し、今年度の事業計画等について審議いたします。地域貢献事業では、子ども会連絡協議会等の御協力を得て、昨年はコロナウィルスの影響により中止いたしました、『みなっちスポーツフェスタ』、『みなっちランニングフェスタ』を計画しております。
つきましては、令和３年度事業を円滑に行うために、例年同様、地域会費を御納入くださいますようお願い申し上げます。また、誠に恐縮ですが、７月３０日（金）までに御納入くださいますようお願いいたします。

１　納入方法
郵便振替での納入となります。
同封した『郵便振替用紙』に必要事項を御記入のうえ、お近くの郵便局へお持ちください。手数料はかかりません。なお、郵便局の窓口で交付される『振込票』が領収証となります。

２　目安額
「各自治会町内会の加入世帯数×３０円」が目安額です。自治会町内会毎の目安額は、「令和３年度地域会費目安額」を御参照ください。

（封入物）
１　令和３年度地域会費目安額
２　郵便振替用紙
３　令和２年度南区スポーツ協会決算書（案）

【連絡先】　南区スポーツ協会事務局（南スポーツセンター内）
事務局長　中村　　晶
TEL 716-5752　　FAX 716-5753
携帯 090-8051-0077

区連会５月定例会説明資料
令和３年５月 20 日
南 区 区 政 推 進 課

「広報よこはま」5月号配送に係るお詫びについて

「広報よこはま」は、市の施策・事業等を市民の皆様にお知らせするために毎月発行し、自治会町内会などのご協力により、各世帯に配布しています。

令和３年５月号から、「広報よこはま」を各自治会町内会へ配送する委託業者が変更になりましたが、配送の遅れや配送部数の誤り等が発生し、自治会町内会の皆様に多大なるご迷惑をおかけいたしました。誠に申し訳ございません。

自治会町内会の皆様より寄せられた主な内容は以下のとおりです。

1 主な内容（令和3年5月6日現在：広報課把握分）

- 昨年度までの配送スケジュールより配送日程が遅く、配布作業に支障がある。昨年度と同じ日程にしてほしい。／配送スケジュールに示された日に届かなかった。確実に配送してほしい（18 区 210 件）
- 配送された部数が間違っている。正しく配送してほしい。（10 区 142 件）
- 配送業者に連絡をしても、配送担当の電話が１回線しかなく、電話がつながらない。回線を増やしてほしい。（14 区）
- その他（47 件）　　計 413 件

2 今後の対応

各区から寄せられた内容につきまして、委託業者と早急に調整を行い、６月号の配送から改善を行ってまいります。

今後とも広報よこはま発行事業にご協力をよろしくお願い申し上げます。

3 参考

毎月の配布スケジュール
25 日頃～月末　自治会町内会へ配送
１日～10 日　　自治会町内会より各戸へ配布

担当：市民局広報課
遠藤・木暮・三浦
℡６７１－２３３２

○南区配送スケジュール

５月号	令和２年	㈱神奈川新聞総合ｻｰﾋﾞｽ	４月 22 日（水）～27 日（月）
	令和３年	佐川急便㈱神奈川支店	４月 26 日（月）・27 日（火）
６月号	令和２年	㈱神奈川新聞総合ｻｰﾋﾞｽ	５月 23 日（土）～28 日（木）
	令和３年	佐川急便㈱神奈川支店	５月 26 日（水）～31 日（月）（見込み）

南区区政推進課広報相談係　電話：３４１－１１１２

次代を担う
子どもたちの夢へ

文化芸術創造都市
横浜

～新たな劇場整備の
検討内容について
ご紹介します～

新たな劇場整備の検討にあたって

背景
- 横浜が文化芸術創造都市としてさらに飛躍する必要がある
- 文化芸術施設の不足により、
  トップレベルの舞台芸術に日常的に触れる場がない
- 芸術に触れることで、
  心の豊かさを育む機会が求められている

▼

新たな劇場を検討するため
外部有識者からなる「横浜市新たな劇場整備検討委員会」
(以下、「検討委員会」)を立ち上げました

経過

令和元年6月～11月
検討委員会を開催

令和元年12月
提言(第一次)のとりまとめ

令和2年6月～12月
検討委員会及び基本計画検討部会・管理運営検討部会を開催

令和2年12月
提言のとりまとめ

新たな劇場整備についての提言をご紹介します

提言の全文はこちらから

新たな劇場が目指す姿

高い芸術性の創造

世界トップレベルのバレエ・オペラなどの舞台芸術を横浜で楽しめます

集客・誘客による経済再生

国内外から多くのお客様が横浜に来てもらうことで、市内経済が活性化します

まちづくりの推進

みなとみらい２１地区の中核をなす施設として、まち全体の発展につなげます

地域の活性化・次世代育成

地域の文化活動団体が劇場を利活用する機会が増えます

舞台芸術を楽しむ機会が増え、子どもたちの豊かな心が育まれます

人材育成

本格的な人材育成機能の導入により舞台芸術の活性化につなげます

コロナ後を見据えた劇場

人・地域社会

次代を担う子どもたちが本物の舞台芸術に触れ、創造性や感性を育むこと、舞台芸術を支える人材の育成などに積極的に取り組むべきです。

技術

デジタル化の推進により、顧客の拡大、企業の技術開発の飛躍的な進展につながります。デジタル技術を先導的に導入するスマート劇場として実証実験の場を提案します。

経済再生

世界トップクラスの舞台芸術の日常的な上演により、広域からの誘客、特にアジアの顧客などが期待できます。横浜みなとみらいホール、横浜美術館との連携などにより、文化芸術創造都市としてのブランド力を高め、経済活性化へつなげます。

つながり

国内外の劇場との連携を一層深め、信頼関係にもとづく「つながり」を築いていきます。新作プログラムの制作、海外実演団体の招致の実現、舞台技術に関わる人材育成など、国全体の舞台芸術の活性化に貢献します。

文化芸術に関する都市間比較

文化芸術施設数

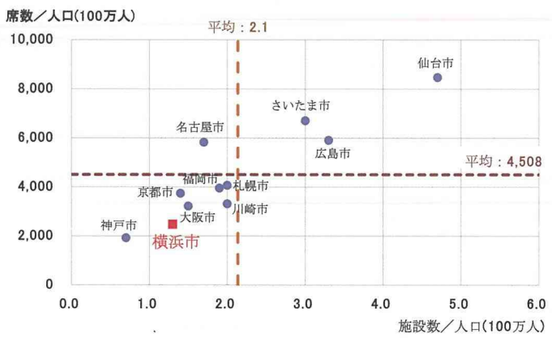

出典
・全国公立文化施設協会ホームページ
・住民基本台帳（令和2年1月1日）より市作成
※人口100万人以上の政令指定都市比較

文化予算

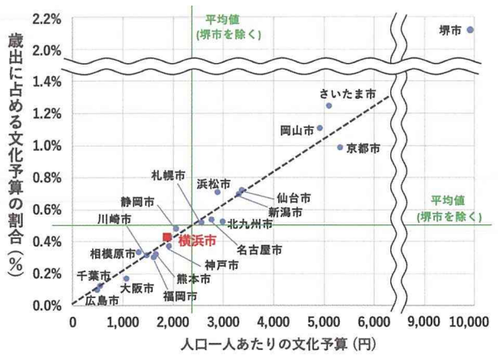

出典
・平成30年度財務資料集(総務省)
・住民基本台帳(平成31年1月1日)
・地方における文化行政の状況について（平成30年度文化庁）より市作成

施設計画の概要

整備予定地の概要

- みなとみらい２１地区60･61街区の一部
- 最寄り駅
  新高島駅から徒歩約5分
  みなとみらい駅から徒歩約7分
  横浜駅から徒歩約10分
- 敷地面積約23,000㎡

主な施設想定

- 延床面積約44,000㎡
- 客席数2,500席規模
- オーケストラピット
- 多面舞台、スタジオ
- レストラン、カフェ等

事業計画と見通し

施設建設費等の試算	約480億円	経済波及効果額（試算）	劇場整備に係るものが 約684億円
年間運営費の試算	約45億円（うち市費が約14億円）		劇場運営に係るものが 毎年約104億円

事業化の考え方

- 検討委員会では、横浜市の予算との比較や劇場整備による事業効果や横浜の将来のまちづくりの発展など、広く議論しました。
- 市民生活の安全、安心に関わる事業に影響を及ぼさないという前提のもと、市全体事業の優先順位を考慮することなどにより、整備に伴う負担は可能であり、妥当であるとの結論に至りました。
- 特に配慮すべきこととして、建設費への国からの補助金の積極的導入、負担の平準化の方法の検討、また、事業費が本格化する時期を丁寧に検討すべきとしました。また、年間運営費は、持続的な負担であり、国からの補助金とともに民間資金のさらなる導入をはかるべきとしました。

さらにポイント!

文化芸術創造都市としての戦略的投資

文化芸術や劇場整備は、一人ひとりの感性の醸成とともに、経済活動など中長期的、継続的かつ広範な効果の出現につなげられるものです。そこに公共の戦略的投資の意義があります。

整備予定地の負担

整備予定地は、土地開発公社から承継した土地と埋立事業会計所有の売却用地です。市で活用するに当たっては、一般財源の負担(約130億円)が生じるため、建設や運営に伴う公費負担とあわせて考慮すべきです。

関連事業の推進

新たな劇場整備による効果を一層発揮させるとともに、まちづくりの課題解決やまちの魅力を高めるため、あわせて推進すべき取組があります。

- フェスティバルの展開
- 横浜みなとみらいホール、横浜美術館、新たな劇場の三館による連携
- 企業と文化芸術のマッチング
- 高島中央公園と一体となった活性化
- バスアクセスなどの交通課題への対応
- 整備予定地の西側にある矩形敷地の活用

舞台芸術に関するこれまでの横浜市の取組

横浜らしい特色ある芸術フェスティバルを毎年開催

Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2018
横浜ベイサイドバレエ「ボレロ」
東京バレエ団(振付: M・ベジャール)

横浜音祭り2019
街に広がる音プロジェクト

小学生を対象とした、一流の文化・芸術に身近な場所で触れる「本物体験」を実施

小学校6年生向け鑑賞会
劇団四季ミュージカル「こころの劇場」『カモメに飛ぶことを教えた猫』

小学生向けオーケストラ鑑賞会
「心の教育ふれあいコンサート」
神奈川フィルハーモニー管弦楽団

問合せ:横浜市政策局芸術創造本部室劇場計画課(新たな劇場整備検討委員会事務局)
TEL:045-671-4399

横浜市新たな劇場

OPEN YOKOHAMA